



建築士

<http://chiba-kenchikukai.com>

2026 Season61

令和8年3月1日発行

534

CHIBA



～建築士試験合格祝賀会～写真提供:百瀬登展(行政OB)

【スキルアップ】 基準法であそぼ！見た目は1階？中身は地階？！～

【レポート・寄稿】 中小企業診断士カッシーに聞け！ #23 ～2026年施行「中小受託取引適正化法(取適法)」が建設業に与える影響～

あるパース系イラストレーター ～リアル手描きからコンピューター手描きへ～

【原っぱ】 ～弁護士アジローがゆく～ #31 「変なおじいさん現る！の巻」

古民家カフェ“ハナレヤプロジェクト”「解体・理解・実践」

【表紙の説明】 【編集後記】 【会員の動静】



基準法であそぼ！ 見た目は1階？中身は地階？！

田中 知代（夷隅）

みなさん、こんにちは！夷隅支部の田中です。
徳川四天王の一人・本多忠勝が大多喜城を築城したことで知られる「房総の小江戸」大多喜町。現在も町家や蔵造りの建物が点在し、歴史的景観を活かした街なみ整備が進められています。その中心を担う大多喜町役場。

今回は「大多喜町役場中庁舎」の建築とともに、地階の定義や地階の居室についてみていきましょう。



■大多喜町役場中庁舎とは？

[大多喜町役場中庁舎](#)は、建築家・今井兼次氏の設計により昭和34年（1959年）に竣工。

設計で一番重視されたのは、「大多喜町の自然環境」です。豊かな自然に心を動かされた今井氏は、ポーチの石畳や西側の壁面に、地場産の石材を使用しました。

また、サグラダファミリアで有名なスペイン人建築家・アントニオガウディから影響を受けて、陶片モザイクを取り入れました。使われた陶片は、長きに渡り農家の人々が使い続けてきた火鉢の破片です。この陶片モザイクには、今井氏が大多喜の人々の幸せな暮らしを願う思いが込められているのです。

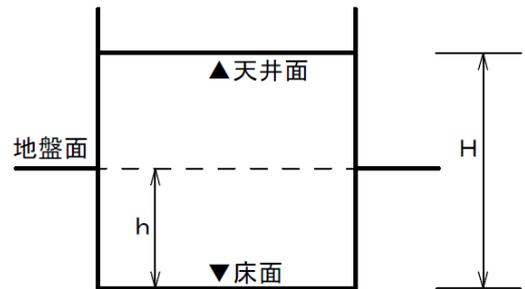
大多喜町役場は、「自然の中に最高の形がある」というガウディの思想と、大多喜の豊かな自然が響き合い、改修を経てもなお、愛され続ける建築なのです。

■地階とは？

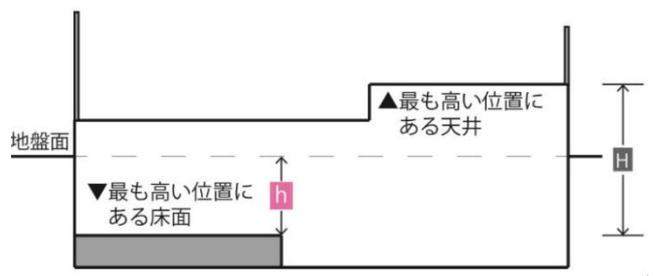
自然の地形を生かした「大多喜町役場中庁舎」は、地上1階、地下1階建て。地下1階にある講堂は、大きな窓があり、地階のイメージとはほど遠いものです。建築基準法では、「地階」について次のように定義されています。（令第1条第1項第2号）

地階とは、下記2つを満たすものです。

- ①床が地盤面下にある階
- ②床面から地盤面までの高さが、その階の天井の高さの1/3であるもの



$$\text{地階の条件： } h \geq H/3$$



「建築基準法とらのまき」より

床と天井に段差がある場合の階の天井の高さ

■地階で緩和される規定は？

地階が受けられる緩和は3つあります。

①採光規定の緩和（法第28条第1項）

住宅等の特定の用途の居室には、一定以上の採光を確保するため、採光が義務づけられています。ただし、地階に設けられる住宅等の居室については、採光義務が不要となります。

②容積率の緩和（法第52条第3項）

地階のうち、天井が地盤面からの高さ1m以下にある住宅や老人ホーム、福祉ホームなどの用途に限り、当該建築物の住宅等の床面積の合計の1/3まで、容積率の算定から不算入となります。

③建築面積の緩和（令第2条第1項第2号）

地階のうち、天井が地盤面からの高さ1m以下にある部分は、建築面積に算入されません。そのため、建ぺい率が厳しい敷地条件の場合は、この規定を上手に使うことで、建物全体のボリューム計画を有利に進めることが可能です。



大多喜町を流れる川をイメージしたモチーフ

■地階の居室に必要な技術的基準は？

地階の住宅等の居室は、防湿等について技術的基準に適合させる必要があります。（令第22条の2）この基準では、次の2つともに適合させることが求められます。

①防湿措置として、以下3つのいずれかに該当すること

- ・からぼりその他の空地に面する開口部を設ける。
- ・令第20条の2に規定する換気設備を設ける。
- ・居室内の湿度を調節する設備を設ける。

②直接土に接する外壁・床・屋根その他これらに類するものに対して、防水に関する措置として以下3つのいずれかに適合させること

- ・常水面以上の部分を耐水材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎ部分に防水措置を講じること。
- ・外壁等の直接土に接する部分に防水層を設ける。
- ・直接土に接する部分（外壁・床）を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空隙（当該空隙に浸透した水を有効に排出するための設備が設けられているものに限る）を設ける。



鶴の舞い降りる姿を模した彫刻

■おわりに

「地階」について見てみましたが、いかがでしたか？地形を読み、建築基準法の条文を正しく理解し、設計の工夫を重ねることで、地階は大きな可能性を持つ空間になります。

ぜひ、大多喜町役場を思い出しながら、地階という選択肢を楽しんで検討してみてください。

次回も「基準法であそぼ」でお会いしましょう！



中小企業診断士カッシーに聞け！ #23

～2026年施行「中小受託取引適正化法（取適法）」が建設業に与える影響～ 柏村 斉（市川・浦安）

下請法が取適法に

2026年1月、「下請法」が大幅に改正され、名称も「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」へと変わりました。背景にあるのは、原材料費や人件費の高騰にもかかわらず、下請企業が元請との価格交渉に苦しんでいた現実です。特に建設業界では、長年続く慣習の中でコスト転嫁が進まず、多くの中小建設業者が利益を圧迫されてきました。

今回の法改正は、そうした不公正な取引を是正し、サプライチェーン全体の健全化を目的としています。では、現場の中小建設業者にはどのような影響があるのでしょうか？

今回は、中小建設業者の視点から、この取適法改正の概要と狙い、そして具体的な影響について解説します。建設業界では従来、独自の商慣習や別の法律（建設業法）が適用される場面も多いですが、今回の改正は元請・下請関係の在り方や契約・支払いのルールに大きな変化をもたらします。現場の中小建設業者や経営者の方々にとって実務上どのような注意点があるのか、導入・本論・結論の三部構成でわかりやすく整理していきます。

取適法のポイントと建設業への関係

まず押さえておきたいのは、建設工事の請負契約そのものは建設業法の対象であり、基本的に取適法の適用外です。ただし、設計・資材製造・運搬など、工事以外の業務を外注する場合には取適法が適用される可能性があり、中小建設業者が「発注者」として規制対象になるケースもあります。

法改正の主なポイントは以下の通りです：

① 法律の題名・用語の変更

これまで「下請法」から「取適法」に変更になることに伴い、「下請け」という表現自体がなくなり、「中小受託事業者」に変更になります。

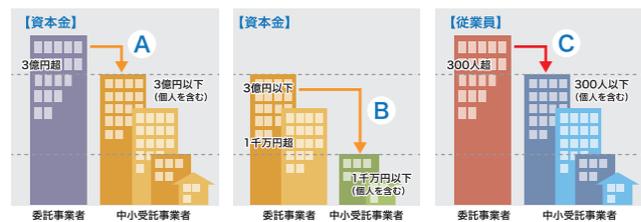


※以降の図も含めて、いずれも中小企業庁「取適法ガイドブック」より引用

図1 取適法の用語の変更内容

② 適用範囲の拡大

これまでの下請法の範囲は、資本金のみでの判断でしたが、従業員数を基準にした新たな規制が追加されました。これにより、資本金が少なくても従業員が多い中小企業が「委託事業者」（いわゆる発注者）に該当する場合があります。具体的には、300人以上の企業が300人以下の企業に発注する場合には取適法の対象となります。



※製造委託等の業務の場合

図2 取適法の適用範囲

③ 支払いの厳格化

物品・役務の納品後60日以内の現金支払いが義務に。建設業界で一般的だった長期手形は、事実上禁止となります。また、60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じた遅延利息（年率14.6%）を支払う義務があります。

また、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になります（「減額」に該当）。

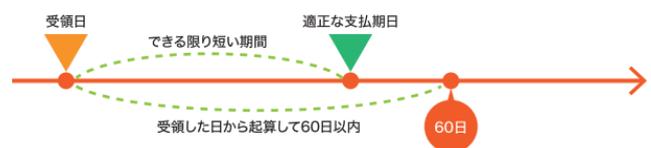


図3 支払期間の考え方

④協議に応じない一方的な代金決定の禁止

中小受託事業者からの価格協議の求めに応じず、一方的に代金を決定することは違反になります。また、協議を明示的に拒む場合だけでなく、例えば、協議の求めを無視したり、協議を繰り返し先延ばしにしたりして、協議を困難にさせる場合も違反になります。

⑤発注内容を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注にあたって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面または電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

明示する方法

発注内容等を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、委託事業者が選択できます(電話など口頭で伝えることは認められません)。



図3 発注内容を明示する方法

中小建設業者が直面する変化とは？

1. 外注取引も対象に

建設業者が資材製造、設計、廃棄物運搬などを外部に委託する場合、それが「工事以外の委託」に該当すれば、取適法の規制対象となります。

たとえば特注建具の製作を発注したり、外部の設計事務所に図面作成を依頼するようなケースです。

自社が中小企業であっても、従業員数によっては発注側としての義務が発生するため、自社の立場を今一度確認する必要があります。

2. 支払い慣行の見直し

改正法では、約束手形での支払いは事実上不可能になります。これまで慣例的に使われていた「60日

サイトの手形支払い」は違法となるため、現金または60日以内に資金化できる電子債権等への切り替えが求められます。

これは元請にとって資金繰りへの影響が大きい一方、下請にとってはキャッシュフロー改善につながります。発注・支払い条件の見直しは、建設会社の経営にも大きな変化をもたらします。

実際に、当社のクライアントでも、自治体から受注した元請の入金があってから支払われるため、クライアントが請求書発行後3か月後に入金、というケースもありましたが、取適法の施行を受け、いち早く交渉したことで支払いサイトを短縮できた成功例もあります。

3. 単価交渉がしやすくなる

資材や人件費の高騰時、下請が元請に価格交渉を申し入れるのは正当な権利です。元請が話し合いに応じなければ違法となる可能性があり、価格交渉がしやすくなったことで、下請企業はより健全な経営判断が可能になります。

元請としては、下請からの値上げ要請に対し、交渉拒否ではなく誠実な対応が求められます。

おわりに

今回の法改正は、中小建設業にとって、取引の透明化とパートナーシップ重視への転換点とも言えるでしょう。

元請としては、契約書の整備や支払い条件の見直し、コンプライアンス体制の強化が必要となります。下請としても、コスト上昇分の交渉がしやすくなるなど、経営の安定化につながる前向きな変化です。

建設業界の古い商慣習を見直し、公正な取引文化を築く好機として、この法改正をぜひ前向きに活用しましょう。



あるパース系イラストレーター

～リアル手描きからコンピューター手描きへ～

百瀬 登展 (行政 OB)

昔、パース (建物の透視図) 作画家という特殊技能を持っている方々がいました。

私が勤務していた千葉県庁県営繕課でも、シャープペンで図面を書いていた昭和から平成の初めころまで、県の重要な建築物の設計では、別に予算を確保してパース作成を外部委託していました。出来上がったパースを関係者や上司に見てもらい、設計内容の OK をもらっていました。

今は、図面もパースも手で描く人はいないと思います。立体画像作成のソフトの進化は目覚ましく、こちらの見たいところはほぼ全て見せてくれます。それどころかソフト側から設計の指摘さえしてくれます。もうパースという用語も死語になっているのかも知れません。

昔、日本の手描きパースの世界の第一線で活躍されていた方と、最近、趣味のテニスの関係で知り合いになりました。

張仁誠さん (73 歳) という方です。(一社) 日本 SF 作家協会の名誉会員でもあり、SF アート、SF 映画のメカデザインなどで活躍された方です。

今は印旛郡栄町在住で SF イラスト作成の仕事をされています。

まず、当時作成したパースのことなどを伺いました。



張仁誠さんの仕事場の様子

代表作を 3 点紹介します。

< 1. 国産ロケット 1 号機 >



国産ロケットの製作前のイラスト (1987 年)

全てを国産化した日本初の大型ロケット (HII ロケット) が 1994 年に打ち上げられました。製作前に JAXA の前身宇宙開発事業団はプロジェクトの冊子を作りました。ロケットの機体は重量軽減のためほぼ素材色ですが、衛星を格納する先端のフェアリングだけはデザインの余地があり、プロジェクトリーダーは張さんにそのデザインを兼ねたイラストを依頼しました。これがそのまま実機に採用されたそうです。

< 2. 古代・出雲大社復元プロジェクトの本殿 >

出雲大社の現在の本殿は、1744 年に造営され、昭和 27 年に国宝に指定されたものです。

出雲大社はかつて (古代)、今の高さ 24m をはるかに超える高さ 48m あったという言い伝え、伝承図などがあります。

日本を代表する大手建設会社が、1980 年代に

「古代・出雲大社本殿の復元」というプロジェクトを実施しました。現物を復元するのではなく、伝えられている伝承図などから、技術的な分析、検討を行い、「古代・出雲大社の復元想定図（平安中期）」を公表したものです。平面図、断面図、立面図などとともに復元イメージが公表されました。

この時の復元想定パース（記事最後に掲載）は張さんの手によるものです。

1999年から境内で行われた発掘調査で直径1.35mの杉の柱を3本束ねた巨大な柱の跡が発見されました。これは伝承図の信ぴょう性を裏付けるもので、出雲にかつて巨大神殿が実在していたことを推察する根拠の一つとなりました。

< 3. 日本に1,000m超えの超高層ビルが建つ >



未来予測超高層ビル(1989年)

1980年代から90年代ころ、「2020年ころには日本に高さ1,000mを超える超高層建築物が建てられる」という未来予測が語られ、大手建設会社各社は、それぞれ、構想（高さ、階数、延面積、工期、建設費など）を発表しました。

昨年11月にNHKの「未来予測反省会」というテレビ番組のなかでこのことがテーマになりました。未来に実現するであろうと予測されたことが外れてしまったことに関して、なぜ見誤ったか検証をして反省するという番組です。「野球の投手の球速は180km/hになる」などもテーマになっていました。これも実現していません。

2026年現在日本には高さ1,000mを超える建築物も塔もありません。東京スカイツリーも634mです。

当時の大手建設会社の構想（エアロポリス2001）について張さんの描いたパースがテレビ番組に出ていました。その高さはなんと2,001m。

このように様々な場面で興味深いパースを描いてきた張さんは、今も現役のSFイラストレーターです。昨年6月に成田市で開催されたイラストや絵画の作品展に出展されていました。



最近の作品（2024年）

パース・イラストの世界も昭和、平成、令和と目覚ましい技術革新があり、そんな中でこの世界にずっと身を置いてこられた張さんに感想、未来に向けての提言などを伺いました。

【張さんのコメント】

確かに、パース屋さんという言葉は死語になっています。マンションの広告はすっかりCGに置き換わりました。パースは建築設計の最後の提出図面で、建物ができたらその役目は終わり、それを目にするのは関係者だけです。クライアントがある絵という意味ではパースと同じですが、イラストにはより一般性が求められます。私の描いたイラストで本当に完成したものはロケットくらいではないでしょうか(笑)

私は少年時代から「少年サンデー」(当時)の巻頭図解に魅了されて来て、SFが好きで絵心もあって、出版社に宇宙船のイラストを投稿してSFイラストレーターとしてデビューしました。発注されるときに対象物の具体的な図面があるのはまれで、大抵私自身のデザインが加味されます。いわゆるパース独特の表現手法は嫌いではありませんが、作画に当たってはよりアート性の高い、訴求力のある絵になるよう心がけています。道具は絵筆からコンピューターに変わりましたが手書きであることに変わりはありません。3DCADが自動的にパースをとってくれるので、構図が自由に選べてペイントソフトで仕上げていきます。生成AIと張り合う私なりのやり方です。作業時間ではかからないませんが。

私のイラストから「夢」を感じ取っていただけただけでしょうか。昨今の技術は実利のあるITやAIばかりがもてはやされていて、「夢」を追求してモノ

として具現化する技術の方は少しおろそかになっている気がします。役に立つかどうかわからない「夢」をもし実現できれば、役に立つモノに落とし込むことは簡単なことです。ヒト型ロボットは簡単に産業用ロボットになれるというわけです。

追記:H-IIロケットのフェアリングペイントは2号機まででH-IIAの新型機からはなくなりました。しかしペイントバージョンの実物大模型がJAXAやつくばエキスポセンターで展示されています。実機の写真はウィキペディアでご覧になれます。

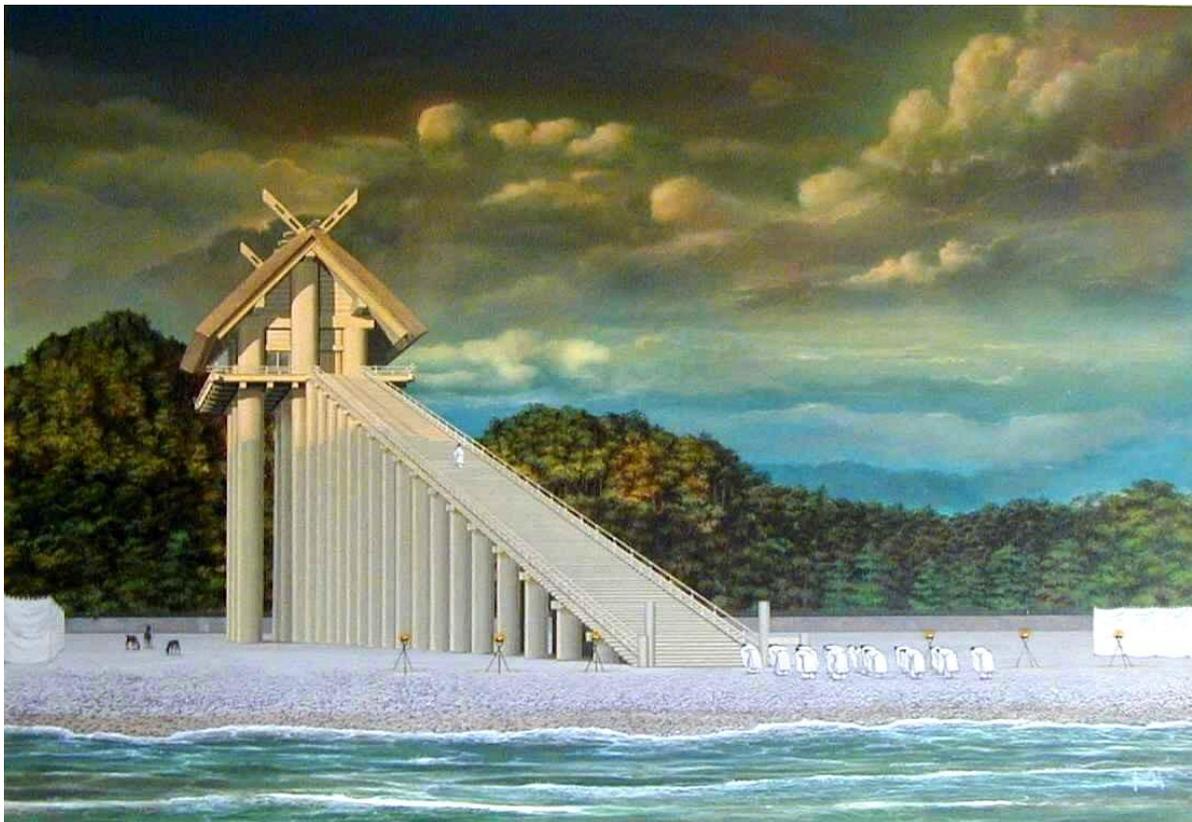
私が唯一建築士らしいことをしたのは、栄町竜角寺台のコミュニティーホール建設時のアドバイザーになったことです。使い勝手の良いすてきな建物になりました。

今年も、成田のアート展に出展する予定です。

1952年 長崎市出身

1976年 九州大学工学部建築科卒

1979年 一級建築士



古代・出雲大社復元パース(1988年)

～弁護士アジローがゆく～#31

「変なおじいさん現る！の巻」

網代 真治（市川・浦安）

皆さん、こんにちは。市川・浦安支部の網代（あじろ）です。普段は弁護士をしています。対話劇で建築と法律に関する記事を連載させていただいております。

今回は第 31 回目。あるところに住む若夫婦の B と C が、念願のマイホームを手に入れ、自宅でディナーを楽しんでいるようです。



（夫の B と妻の C がシャンパングラスを手
に持ち、ダイニングテーブルを囲んでいる。テーブルの上には豪華な妻の手作り料理が並んでいる。）

B & C 「かんぱ〜い！」

B 「…ふはあ〜。このシャンパン、おいしいね〜。それにしても念願のマイホームは本当に居心地がいいな。最高の気分だよ。」

C 「ね。本当に素敵なおうちよね。住宅ローン 5000 万円フルローンは若い私達にとって思い切りが必要だったけど、不動産屋さんと工務店さんのおかげで、引っ越し費用や新しい家具代も銀行から借りることができたものね。」

B 「そうそう！本当は請負代金 2500 万円だったのに、融資を受ける銀行への提出用として請負代金 3000 万円の契約書や請求書を作ってくれたんだよね！こういう裏技があるとは思わなかったな〜。」

C 「『一種の節税みたいなもんです』って不動産屋さんがおっしゃってたわね。余分に融資を受けた 500 万円のうち、200 万円を不動産屋さんと工務店さんにお礼としてお渡しして、残り 300 万円を生活資金などに充てられたからラッキーだったわ。」

B 「優秀な方達に助けられたよね。…おっと、ちょっとトイレに行ってくるね。」

C 「は〜い。」

（C が B のことを待っていると、どこからか男性の声が聞こえてきた。）

？「チミ…。チミ…。」

C 「え？誰？誰か私を呼んでいる？」

？「チミ…。チミがやったことは、銀行に対する詐欺罪（刑法 246 条 1 項）に該当する可能性が大にあるよ…。」

C 「え？どういうこと？なんで私が詐欺犯になるの？」

？「銀行は請負代金が 3000 万円であったことを前提として、融資の総額を 5000 万円にしているだろう？請負代金が 2500 万円だとわかっていれば 4500 万円しか貸さなかったはずじゃないか。」

C 「うーん。たしかに。」

？「借入金の用途を偽ることは、財物の交付の判断の前提となる重要事項を偽ることに他ならず、刑法 246 条 1 項の『人を欺いて』という要件に該当するのだよ。期限の利益を喪失して一括返済を求められるかもしれないよ…。」

C 「そんな…イヤ…。というか、さっきから喋っているあなたは誰？どこにいるの？」

？「ここにいるよ…。ずっとここにいるよ…。」

（C がダイニングからカウンターキッチンの方を見ると、なんと冷蔵庫と壁の間に、ステテコに腹巻きを巻いた青ひげのおじいさんが挟まっていた！）

C 「きゃあああああああああああああ！！！！」

（C の悲鳴を聞いて、B が慌てて戻ってくる。）

B 「どうしたどうした！なんだなんだ！」

C 「冷蔵庫と壁の間に変なおじいさんが！このおじいさん、変なんです！」

B 「なんだ、君は！？」

？「なんだチミはってか！そんです、あたすが変なおじいさんです。変なおじいさん♪だから変なおじいさん♪変なおじいさん♪だから変なおじいさん♪」

？「…だっふんだ！！！」

B & C 「ズコー！」（床に倒れ込む。）



変なおじいさんは、あなたの家にもいるかもしれないよ…。なお、弁護士アジローは創作上の人物であり、架空の弁護士です。

Ende



古民家カフェ “ハナレヤプロジェクト” 「解体・理解・実践」

三代川 剛久（習志野）

こんにちは！三代川建築設計事務所の三代川です。日本大学の大学院生と共に進めている「ハナレヤプロジェクト」連載、第4回になります。

ついに既存建物の解体工事が始まりました。ハナレヤの全体計画も固まり、図面の中にあった構想が、少しずつ現実のかたちとして立ち上がり始めています。

今回は解体に先立ち、せっかくの機会なので、学生たちにも既存の土壁の一部をハンマーで壊してもらいました。

現在の新築工事ではほとんど目にすることがなくなった土壁ですが、これは高温多湿な日本の気候風土に適した、非常に理にかなった壁の構法です。現代の断熱基準に照らすと断熱性能を大きく期待することはできませんが、防火性や調湿性に優れ、古民家改修においては土壁を残すメリットは決して少なくありません。特に湿度に関しては最新の工法でさえ完全に制御する事が非常に困難です。伝統的な構法では、真壁造りの露出させた柱や土壁、通気を前提とした間取り、障子や襖といった要素すべてが湿度と調湿を中心とした造りになっていることがわかります。

現代の気密工法を理解する上で、長い歴史の間、気密とは真逆の考え方であった伝統構法の考え方を知るの、学生達にとって良い機会になったかもしれません。



写真：土壁撤去体験

土壁の構造ですが「小舞（こまい）」と呼ばれる下地からつくられます。ハナレヤの既存建物では、柱間に貫材を通し、そこに竹を編み込んだ「竹小舞」が用いられていました。その上から土（粘土に藁を混ぜたもの）を塗ることで土壁が構成されるのですが、その土は小舞を腐食から守る作用もあります。

80年以上経過しているであろう内部の細い竹は一つも腐食することなくその丈夫さを保っていました。学生たちは、現代の建築とはまったく異なる壁の構成を確認しながら、楽しそうに、そして慎重にハンマーを振っていました。

実際に壊すという行為は、その壁がどれほどの強度を持ち、どの部材がどのような役割を果たしているのかを、身体感覚として理解する貴重な体験になったはずです。図面や講義だけでは得られない、建築講義がそこにはありました。また、解体作業は単に壊すだけでは終わりません。産業廃棄物の分別も重要な作業です。小舞に使われていた竹や木材、土壁に含まれる土や藁を分別する作業は、想像以上に時間と手間がかかり、学生たちもその大変さを実感していたようです。

後日、残りの大部分は解体業者さんに依頼し、学生たちはその作業を見学しました。業者さんは2人で作業していたのですが、学生8人で行った作業の何倍ものスピードと効率で、次々と解体が進んでいきます。



写真：解体中の様子

あっという間に建物の姿が変わっていく様子を前に、学生たちは唖然としつつ、職人へのリスペクト気持ちで目を輝かせていました。

解体が進むと躯体があらわになり、より空間のイメージができるようになります。そして改修工事ならではの、設計時点で想定していなかったことも起こります。柱の腐食が思ったよりも進行していた部分の交換や、どうしても一緒に壊れてしまう部分の計画変更などです。設計者は図面を描いたら終わりの仕事でありませぬので、現場の不測の事態にも柔軟に対応していかなければなりません。学生達と解体後の建物を見ながら、修正の仕方やその工事内容を共有していきます。幸い、現場対応可能な軽微な工事で済む内容であったため、設計内容の修正はなく進むことが出来そうです。

別の日には、前回悩みに悩んだテーブルのモックアップ制作に取り組みました。最終的には制作難易度を考慮し、デザインは比較的シンプルな構成に落ち着きました。しかし、いざ実際の材料を使い、作り方を詰めていくと、その「シンプルさ」でさえ実現するのは容易ではありません。机上ではミリ単位で検討していたはずの寸法が、実際に作り始めると1センチ単位で合わない。木材の反り、材料の個体差、めり込み——それまで十分に想定できていなかった要素が次々と現れます。



写真：テーブル作成の様子①

ここでも学生たちは、大工という職人が持つ経験と感覚の凄さを、その一端ではありますが身をもって知ることになりました。

我々建築士は、机上の計算と現場の現実が必ずしも一致しないことを前提に設計を行わなければなりません。そして、そのズレをどう吸収し、どう指示として伝えるかには、現場感覚が欠かせません。学生たちは、組み立て手順の整理、厳守すべき寸法と余裕を持たせる寸法の違いなど、一段階踏み込んだ「実務としての設計」を学んでいったように感じます。特に組み立て手順に関しては寸法以上に今まで意識したことがなかったことでしょう。

それらを現場で自ら考え、仲間と連携しながら軌道修正していく姿は、さすが大学院生だと感じさせるものでした。吸収のスピードが非常に速く、かつ安全に気を配りながら作業効率も目に見えて向上していきます。

その背景にあったのは、きっと「楽しい」という感覚だったのだと思います。研究室にこもる日常とは異なり、仲間と体を動かしながら建築に向き合う時間が、大きな刺激になっていたようでした。

今回は、現場でのワークショップの様子と工事の進捗をお伝えします。

4月末オープンを目指していますが、果たして間に合うのでしょうか。よろしくお願いいたします。



写真：テーブル作成の様子②

～建築士試験合格祝賀会～

百瀬 登展 (行政 OB)

建築士試験合格者を祝う会が1月31日に、千葉県建築士会主催で千葉駅近くの「今日和（こんにちわ）千葉本店」で開催されました。

建築士の資格取得は、建築の仕事に携わる者にとってはひとつの大きな目標であり、業務遂行上必須なものとなることもあります。

その資格取得は簡単ではありません。令和7年度の最終合格率は一級建築士が11.4%、二級建築士が22.6%です。今も昔も日本の資格試験の中で難関試験のひとつです。

祝賀会には9名の新規合格者が参加されました。例外なく相当の努力をされた方々だと思います。

祝賀会では会長挨拶、乾杯に引き続いて「建築士会の紹介」が習志野支部担当で行われました。最近の先輩合格者4名のインタビュー形式で、利害を超えた仲間が出来る、スキルアップが図れる、専門的な人脈が出来るなど建築士会の良さが紹介されました。青年委員会担当でテーブル対抗のクイズ大会も行われました。適度な難易度の面白いクイズでしたが、各チーム、協力して解答を導いていました。

各テーブルでは、新規合格者と会員の懇親が図られ、どのテーブルも盛り上がっていました。

9名のうち過半の方に、当日、千葉県建築士会入会申込書を書いていただきました。今後は若い力をおおいに発揮していただき、一緒に千葉県建築士会を盛り上げていきたいものです。



テーブル対抗クイズ大会

～会員の動静～

令和7年12月2日～令和8年1月1日

会員数 (1,516名)

1) 新会員

○千葉 森 章翁 船橋市本町
○夷 隅 石井 嘉彦 夷隅郡御宿町

2) 死亡退会 謹んでお悔やみ申し上げます。

○山 武

清宮 耕治 令和8年 (享年 47歳)

～編集後記～

当千葉県建築士会でもホームページを設置していますが時々でもご覧になられてますでしょうか。実はホームページ管理の担当が今年度より総務委員会から広報委員会に変わりました。広報委員会に移ったことで携わるメンバーもだいぶ変わり、目指すホームページの姿もこれまでと違うものになりました。

とはいっても移ってすぐに何かホームページの見た目が大きく変わったわけではありませんが、今後は会報誌の取材力もお借りしながら発信するコンテンツもいろいろ増やしていければと思います。

47 都道府県建築士会すべてホームページがありますが、どうせやるなら「さすが千葉」というようなものにしていきたいというのが広報委員会一同の意気込みです。

ホームページ担当

2030 年に向けた国際目標 SDGs

外部発信担当 堀口智子



近年、注目されている SDGs は、私たちにどのような関わりがあるのでしょうか。
ここでは簡単に、SDGs の概要と「大切な用語」についてご紹介します。

● SDGs (Sustainable development goals:持続可能な開発目標)とは？

国際社会が 2030 年までに貧困などを撲滅し、「誰一人取り残さない」ことを掲げ、持続可能な開発を実現するための重要な国際目標とされています。17 目標(ゴール)と 169 のターゲットで構成されており、ゴール 7、8、11、12 などは特に建築業界と関わりが深い目標です。



その枠組みとして以下 4 点があげられます。

- ① 持続可能な開発のための 2030 年に向けた国際目標
- ② 全ての国、全ての地域に普遍的に適用
- ③ ゴール・ターゲット・インディケータの三層構造
- ④ 進捗状況のモニタリングと評価

★ SDGs (17 ゴール)

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

●SDGsに関連する大切な用語とは？

主にテレビのニュースや雑誌、新聞、SNS などによく登場する用語を中心にをご紹介します。

(参考：地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム)

・エシカル

エシカル(Ethical)は「倫理的な」という意味で、行動やビジネス活動が倫理的であるか、社会的に受け入れられるかどうかを指します。

・ダイバーシティ&インクルージョン

ダイバーシティ(Diversity:多様性)とインクルージョン(Inclusion:包摂)を組み合わせた言葉で、多様な人材が組織や社会の中で互いに尊重され、一人ひとりが能力を最大限に発揮できる状態を目指す考え方です。SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念そのものです。

・ESG/ESG 投資

Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)を考慮した投資活動や経営・事業活動を指します。企業の持続的な成長を測る上で、従来の財務情報だけでなく、これら 3 つの観点も重要であるという考え方です。ESG 投資とは、これらの ESG への取り組みを評価して投資先を選ぶ投資手法のことをいい、SDGs を達成するための手段の一つとされています。

